ている。

から中央官庁への報告公文書の様式「解」 現存する五つの 『風土記』 の中で 『常陸国風土記』『播磨国風土記』 が表記されている。『常陸国風土記』では、 『出雲国風土記』 総記の冒頭に、 は、 巻首ないしは巻末に国 「常陸国 . の

古老の相伝ふる旧聞を申すこと。」とあり、報告文であることを示してい

しむ。 成立過程が記述されている。 0 城・那賀・久慈・多珂の国と称ひ、各、 は 豊崎 常陸国風土記』 相模の国足柄の岳坂より東の諸の県、 時に、 の大宮に臨軒しめしし天皇の世(孝徳)に至りて、高向臣・中臣幡織田連等を遣して、坂より東の国 我姫の道を、 の特徴は、総記で国の成り立ちを述べている。「国郡の旧事を問ふに、 分ちて八つの国と為し、 造・別を遣はして撿挍めしめき。」と、 惣べて我姫の国と称ひき。 常陸の国は、 その一つに居れり。」と大化の改新以後の常陸国 是の当時、 常陸国成立前の状況と、「難波の長柄 常陸と言わず。 古老こたえて日へらく、 唯、 新治 を惣べ領ら 筑波 茨 0

土器群が広く分布し、 このことにより、 は 二世 妊の国 「紀後半から三世紀前半の、 時代は、 ヤマト王権の始まりとされている。 地域色の強い土器が、 四世紀になって初めて、 弥生時代から古墳時代への転換期に、 遠距離を運ばれて大量に交わることから始まっている。 纏向遺跡に見られる東海系や北陸系の土器群が、 茨城県では、 弥生時代後期から古墳時代初期には、 地域色豊かな土器が周辺から集 県内に分布し定着し 奈良県纏向 まっ 南関東系 てい

1

墳や、 浮島はもとより、 率いて安婆(浮島)の島について、 0 母乃という。 してみられる。 る。 もって討て」 別を東海に、 垂の荒ぶる賊を平むけむと為て、 これらの 『常陸国風土記』では、 横穴墓が現れる。このことで九州の多氏との関連が指摘されてい を平討けむとして、 動きは、 といわ 吉備津彦を西海に、 新治郡の条には 霞ヶ浦周辺には四世紀の古墳が点在し、 『日本書紀』 れた。 それぞれ印綬を授かって将軍となった。」と、 六国の成立の話として、 新治の国造が祖、 一 国栖を討つために船を連ね、筏を組んで攻めている。この記述を裏づけるように、 崇神天皇(御間城入彦五十瓊殖天皇)の条に 丹波道主命を丹波に遣わされた。 建借間 美麻貴の天皇の馭字しめしし世(崇神天皇)、東の夷の荒ぶる賊 一命即ち此は那珂国造が初祖なり。 名は比奈良珠命といふを遣わしき。」とあり、 崇神天皇から成務天皇の各期に、 六世 紀には、 詔して . る。 北九州に見られる横穴式石室に装飾された古 を遣しき。」がみえる。 ヤマト王権の全国進出 「十年九月九日、 「もしも教えに従わない 「古老の相伝ふる旧 大彦命 建 行方郡 の 借間 様子が で北北 Ł のが 俗 命 の条には 阿良夫流爾斯 聞 語ら あ n 説話 ば兵を 軍 ń 士を 7 東 Ш

地方豪族の支配の中で、 程がみられるものである。 この流れは、 孝徳朝時代の常陸国 ヤマト王権が軍事的基盤として確立した、 の成立と、 中央とのかかわりを表していると思われる。 そのなかで、 建評(郡)の記述は、 カシマの神と神郡の成立が、 六国から十二評、 地方豪族の支配権の統合を示すもので、 我妻の国時代から継承して成立させているのも + 郡の成立経過が多珂郡 領域的支配の実現過 の条にみられ

設される道と駅家の役割は重要で、「榎の浦の津あり。 の各条に「駅家あり」の記載があり、養老二年から、 (信太郡)と養老二年(七一八)に設置されたとされる「常陸路」 常陸路 『常陸国風土記』 駅家関連の調査は、 には、 少しずつ明らかになってきているが、 郡家・駅家の存在が示されている。 蝦夷対策が休息する弘仁三年まで運用されていたことが分かる。 便ち、 について示され、 駅家を置けり。 蝦夷対策の最前線にある常陸 日立市長者山遺跡(藻島駅家推定地)では 東海の大道にして、 北上する、 那珂 郡 常陸 国にとっては、 久慈郡 路 0 i· 多珂 頭なり。 道路 新

の倉庫群が確認されたことで、『長者山官衙遺跡及び常陸国海道跡』として国指定史跡になっている。 跡の東に並行して、八世紀前半から後半の掘立柱建物群がみられ、 九世紀後半からは多珂郡郡家の別院として礎石立

くお引き受けいただいた高志書院の濱久年氏および関係者の方々に心からお礼申し上げます。 ものである。大会会場として鹿島神宮参集殿を提供していただいた。鹿島神宮宮司鹿島則良氏、 本書は、「東国古代遺跡研究会」第七回大会で行った「『常陸風土記』の世界―古代社会の形成」の成果をまとめた 当研究会の企画を快

二〇二四年十月吉日

阿久津 久